

京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事
ただし、建築工事に係る
総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準

平成25年5月

京都市都市計画局

第1 総則

「京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事（以下「本工事」という。）は、居住者が建物を使用しながら耐震改修工事を行うとともに、エレベーターが未設置の住棟にエレベーター棟の増築、及びスロープ等を設置するなどのバリアフリー化を行うものであり、建築物及び建築設備の品質確保・向上を図るために、優秀な施工能力及び豊富な施工経験に基づいた施工技術等（以下「技術提案」という。）が求められることから、入札においては、技術提案の内容等を取りまとめた書面（以下「技術提案書」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する必要がある。

そのため、本工事は、総合評価落札方式により落札者を決定するものであり、本書は、そのための技術提案書の作成方法を含めた、落札者決定基準を定めるものである。

第2 落札者決定の方法等

1 落札者決定の手順

別紙1「落札者決定のフロー図」による。

2 技術提案書の提出

入札参加者は、京都市（以下、「本市」という。）が定めた様式に基づき技術提案書を作成し、提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成25年7月5日（金） 17時まで
- (2) 提出先 京都市行財政局財政部契約課
- (3) 提出部数 1部

3 質問

本書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した書面（様式10）を以下の期日までに質問内容を記録した電子データとともに提出すること。

なお、期日経過後の質問は一切受け付けない。

また、質問に対する回答は、入札参加者全員に行う。

- (1) 提出期限 平成25年6月24日（月） 12時まで
- (2) 提出場所 京都市行財政局財政部契約課
- (3) 回答予定 平成25年6月28日（金）

4 ヒアリングの実施

本市は、配置予定の監理技術者等に対して、提出された技術提案書の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を以下のとおり実施する。

なお、ヒアリングに応じない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 日 時：平成25年7月23日（火）（予定）

(2) 来場場所：京都市役所内会議室（予定）

※ ヒアリングの実施日時と場所については、来場時間等の詳細を含め、別途通知する。

また、ヒアリングに参加できる者は、監理技術者2名及び耐震改修計画を作成する担当者1名、計3名以内とする。

5 技術提案書の評価

入札参加者から提出された技術提案書は、「第4 技術提案書の評価等」に定める基準に基づき評価を行う。

6 落札者決定の方法

(1) 次の要件に該当する入札参加者のうち、入札価格及び技術提案書の評価結果に基づき、必要に応じて学識経験者の意見聴取を行ったうえで、算出した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（落札者決定要件）

ア 提出期日までに記載漏れのない技術提案書を提出していること。

イ 技術提案書における欠格事項がないこと。

ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(3) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、その者以外で総合評価点の最も高い者を落札者とする。

第3 技術提案書等について

1 技術提案書の作成における注意事項

(1) 技術提案書は下記書類からなるものとし、それぞれ別綴じで提出すること。また、それぞれの書類に表紙を設ける場合やファイル綴じとする場合には、表紙に下記書類名称を明記すること。

ア 本編

本書で定める様式1から様式9までの書類、及び様式3の添付資料として作成した図面等のみを綴じる。

イ 参考資料

本書で定める様式2、様式4及び様式5の書類に記載した内容の参考となる資料を綴じる。

なお、参考資料に綴じる資料は、本書で定めるとの様式に対する参考資料であるかが判別できるよう工夫すること。

ウ 証明資料

本書で定める様式2及び様式6から様式9までの書類に記載した内容を証明するための書類を綴じる。

なお、証明資料に綴じる証明のための資料は、本書で定めるとの様式に対する証明資料であるかが判別できるよう工夫すること。

- (2) 明らかな記入漏れがある技術提案書については、その提出を受けない。
- (3) 技術提案書は、各様式に記載の注意事項に従い作成すること。
- (4) 本編及び証明資料のそれぞれにおいて、通しページ番号を付すこと（本編については、様式1を1ページ目とする）。なおページ番号は総ページ数が分かるような記載とすること。（記載例：ページ数／総ページ数）
- (5) 技術提案書の評価は匿名で行うことを考慮し、本編に綴じる書類については社名やロゴ等の入札参加者が特定できる記載を行わないこと。ただし、各社の特許工法の工法名等の明記しなければ適正な評価が受けられないと入札参加者が判断したものについては記載してもよい。なおこの場合においても、本市において評価に際して匿名性を確保するために抹消しても支障がないと判断した場合には、本市において抹消したうえで評価を行うことがある。
- (6) 公共工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）における工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）の写し以外の書類を施工実績の証明資料として添付する場合は、技術提案書の記載内容が確認できる必要最低限の枚数とすること。またこれらの書類については、コリンズに記載されている工事のものであることが確認できること。
- (7) 「具体的に」と記す項目については、目標、効果及び手法についてできるだけ詳細に記載すること。
- (8) 「原則として」、「可能な限り」、「必要に応じ」等の曖昧な表現については、評価しない。

2 技術提案書の記載事項

技術提案書は、別紙2「技術提案書に関する評価基準と加算点の配点」に示す評価項目ごとに、以下に記載する内容に留意し作成すること。また、本工事に係る設計図書の内容を十分に理解した上で記載すること。なお、技術提案書の提出に当たっては、技術提案提出書（様式1）を添付すること。

(1) 具体的な施工計画

ア 提案する認定耐震改修工法の工事中の居住者への影響について（様式2）

- ・ 提案する認定耐震改修工法の工事における騒音、振動、粉塵の発生について、騒音等の発生する作業と期間を具体的に記載すること。
- ・ 発生する騒音、振動及び粉塵の防止策について記載すること

イ 提案する認定耐震改修工法による工事完了後の状況について（様式3）

- ・ 提案する認定耐震改修工法の耐震改修部材の構造や仕上げ材の耐候性、メンテナンス性、意匠性及び防犯性について、具体的に記載すること。

ウ 工程管理について（様式4）

本工事は、耐震改修工事、エレベーター棟増築その他工事及び別途発注の設備工事（電気設備工事、機械設備工事）の内容を把握し、団地全体の工程管理が必要となることから、次の事項について具体的に記載すること。

- ・ 本工事の工程管理において重要と考える事項について
- ・ 設計業務に係る各種手続きの進め方について
- ・ 別途工事となる設備工事と本工事の調整方法について
- ・ 12棟の耐震改修工事と6棟のエレベーター棟増築その他工事を確実に実施するためのブロック分け等について

エ 仮設計画について（様式5）

本工事は、居ながら施工であり、居住者への配慮が求められ、工事中の居住者の安全な動線区画、居住者の居住性への配慮が求められる。また、道路と敷地の段差を考慮した安全な重機搬入、12棟の工事区域への車両進入とガードマンの配置及び設備工事に伴う仮設等について総合的な仮設計画が必要であることから、次の事項について具体的に記載すること。

- ・ 工事区域と居住者の通行区域の区画方法について
- ・ バルコニー内で作業を行う場合の住戸開口部との区画方法について
- ・ ガードマン配置の考え方について
- ・ 杭打機等の重機の搬入において必要となる仮設について
- ・ 本工事の実施において必要となる設備仮設について

(2) 企業の施工能力

オ 施工実績 (様式6)

- ・平成10年度以降に元請として契約（設計変更契約は含まない。）し、技術提案書の提出期日までに完成済みの工事で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人，地方行独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の施工実績を評価するため，当該実績を記載する。
- ・同種工事とは，地上5階建てかつ延べ面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造建築物の共同住宅の耐震改修工事を示し，類似工事とは，地上3階建て以上かつ延べ面積1,500㎡以上の鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修工事を示す。
- ・評価の対象となる施工実績は，コリンズで確認できるものとし，施設規模や構造，施工内容等の詳細について，コリンズで確認できない内容のものについては，請負契約書や設計図書等により確認できるものとする。
- ・本工事は，共同企業体（以下，「JV」という。）での参加であり，代表企業の実績を評価する。
- ・過去の施工実績がJVとして施工したものについては，評価対象となる企業が代表企業（出資比率は問わない。）として施工した実績を評価する。ただし，乙型共同企業体（以下，「乙型JV」という。）での施工実績については，評価対象となる企業が代表企業又は構成員として施工した分担工事の実績を評価する。

カ 工事成績評定

- ・本項目は，技術提案書の提出を求めない。
- ・平成17年度以降に元請として契約（設計変更契約を含まない。）し，平成25年3月31日までに完成済みの工事のうち，本市が発注したもので本市都市計画局都市企画部都市総務課が工事請負契約書に定める完成検査を実施した工事における工事成績評定の平均値とし，代表企業の工事成績評定のみを評価する。
- ・過去の施工実績がJVとして施工したものについては，評価対象となる企業が代表企業として施工した工事の成績評定のみを評価する。
- ・対象となる工事实績がない場合には，最低評価相当として取扱う。
- ・工事成績評定の平均値は，小数点以下第一位を切捨て，整数で評価を行う。

(3) 監理技術者の能力

キ 施工実績 (様式7)

- ・平成10年度以降に、国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）の発注により契約し、技術提案書の提出期日までに完成済みの工事において、監理技術者の建設業法に規定する監理技術者として従事した同種又は類似工事の施工実績を評価するため、当該実績を記載する。
- ・同種工事とは、地上5階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造建築物の共同住宅の耐震改修工事を示し、類似工事とは、地上3階建て以上かつ延べ面積1,500㎡以上の鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修工事を示す。
- ・評価の対象となる施工実績はコリンズで確認できるものとし、施設規模や構造、施工内容等の詳細について、コリンズで確認できない内容のものについては、請負契約書や設計図書等により確認できるものとする。
- ・本工事は、代表企業の監理技術者が監理技術者として従事した工事の実績のみを評価する。
- ・過去の施工実績がJVとして施工したものについては、評価対象となる監理技術者がJVの代表企業（出資比率は問わない。）の監理技術者として従事した実績を評価する。ただし、乙型JVで施工したものについては、評価対象となる監理技術者が、代表企業又は構成員として施工した分担工事において、監理技術者として従事した実績を評価する。

(4) 技術力・品質の維持向上

ク 技術者の継続教育（CPD） （様式8）

- ・実績証明書を発行する団体の年間推奨取得単位数に占める1年間の取得単位数（単位取得率）で評価する。
- ・評価の対象となる技術者は、監理技術者とする。
- ・対象となるCPDは、以下の団体等（以下、「証明団体」という。）が証明するCPDとする。なお、建築又は建築設備の分野分類の区分にかかわらず、評価の対象とする。
 - 建築CPD運営会議^{※1}
 - 建築設備士関係団体CPD協議会^{※2}
 - （公財）建築技術教育普及センター
 - （公社）日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会
 - （公社）空気調和・衛生工学会
 - （一社）建築設備技術者協会

※1：建築CPD運営会議

学識経験者，国土交通省，（公財）建築技術教育普及センター（事務局），（公社）日本建築士会連合会，（一社）日本建築士事務所協会連合会，（公社）日本建築家協会，（一社）日本建設業連合会，（一社）日本建築学会，建築設備士関係団体CPD協議会，（一社）日本建築構造技術者協会で構成

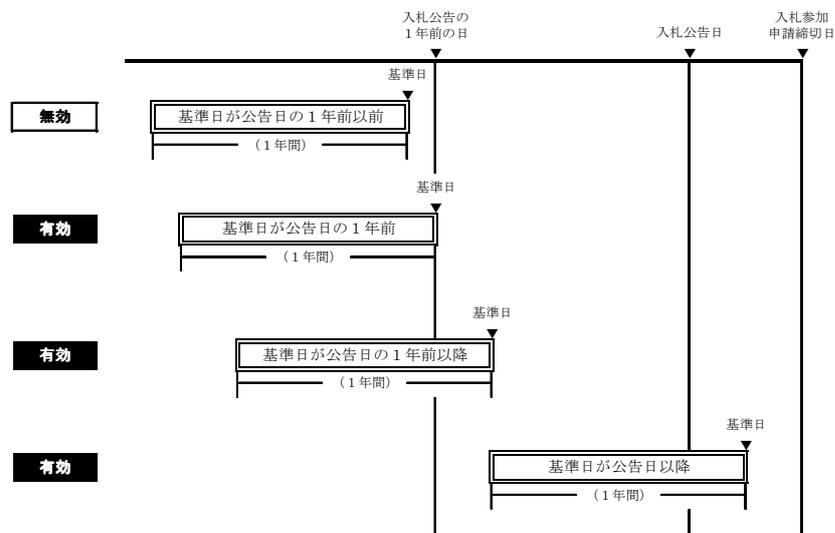
※2：建築設備士関係団体CPD協議会

（公社）空気調和・衛生工学会，（一社）建築設備技術者協会，（一社）電気設備学会，（一社）日本設備設計事務所協会，（公財）建築技術教育普及センター（事務局）で構成

- ・証明団体が発行する実績証明書の写しを提出する。
- ・各証明団体において、評価に用いる年間推奨取得単位数は次のとおりとする。

証明団体名称	年間推奨取得単位数
建築CPD運営会議 建築設備士関係団体CPD協議会 （公財）建築技術教育普及センター	12単位
（公社）日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会	12単位
（公社）空気調和・衛生工学会	50ポイント
（社）建築設備技術者協会	50単位

- ・複数の証明団体で取得した証明書の合算は認めない。
- ・本評価は、代表企業の監理技術者に対して評価を行う。
- ・有効な単位は、CPD単位の最終取得日を「基準日」とし、「基準日」から1年間（「基準日」から「基準日」の1年前の日の翌日までの間）に取得した単位とする。ただし、「基準日」が入札公告日の1年前の日から入札参加資格申請の締切日までにあるものを有効とする。



ケ 市内企業の技術力の維持向上

(様式9)

- ・本工事において予定している一次下請業者の総数に占める市内業者数を記載する。
- ・「市内企業」とは、「京都市内に本店を有する業者（企業又は個人事業者）」とする。
- ・一次下請とは、建設業法第24条の7における下請負人のうち、一次下請負人となるもの及び一次下請人となる警備会社とする。ただし、ガス事業者等の請負人が任意に選定することができない一次下請負人は、この対象から除く。
- ・設計業務の管理技術者が所属する事務所を一次下請業者の対象とし、JV構成員のいずれかの企業に併設する事務所の場合は、市内企業とする。

コ 環境マネジメントシステム

(様式9)

- ・技術提案書の提出期日から契約工期の末日までの全体を通して登録が有効であることを評価するため、途中で未登録の期間が生じてはならない。なお、当初の評価は技術提案書の提出期日における取得状況で行う。ただし、技術提案書の提出期日において更新手続き中である場合には、当該手続き中であることを証明する書類をもって登録が有効であると判断し評価を行う。
- ・本評価は、代表企業の取得状況のみを評価する。

3 技術提案書の訂正等

- (1) 技術提案書のうち事実の証明を必要とする資料について、誤記又は記載漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、本市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について本市が保有する資料により確認できる時は、本市が保有する資料により評価する場合がある。
- (2) 技術提案書に誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが技術提案書から勘案することができる又はその他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものである場合において、ヒアリング若しくは電話等による確認により正しい記載内容を確認したときは、本市において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

4 技術提案書の欠格事項

提出された技術提案書を審査した結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、契約課へ通知するとともに、同課において競争入札参加資格の確認

を取り消す。

- (1) 提出資料の様式が定められたものと異なる場合
- (2) 技術提案書の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- (3) 技術提案書の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合
- (4) 技術提案書の記載内容が、他の技術提案書提出者の記載内容の全部又は相当の部分と同一であると判断できる場合（全部又は相当の部分に記載した全ての技術提案書提出者を対象とします）
- (5) 技術提案書の内容が、法令若しくは契約の条件に違反する場合
- (6) 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- (7) 必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合
- (8) その他、総合評価落札方式評価委員会が不適切と認める場合

第4 技術提案書の評価等

1 基礎点

技術提案書の提出期日までに、必要事項等について記載漏れのない技術提案書を本市に提出したうえで、発注仕様書等で規定する仕様を満足しており、必須項目の要求水準を満足している場合、入札参加者に対して100点を与える。

2 加算点

提出された技術提案書の内容に対する評価結果に基づき、評価項目ごとに定めた配点（以下「加算点」という。）を与えるものとする。配点については、「別紙2 技術提案書に関する評価基準と加算点の配点」によるものとする。

3 総合評価点の算出

総合評価点は、基礎点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

なお、総合評価点は以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下15桁目を四捨五入し、小数点以下14桁目までの値とする。

（総合評価点の算出方法）

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

第5 その他

1 不履行の場合における措置

(1) 履行状況の確認

技術提案書に記載した内容（以下、「提案内容」という。）については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行すること。なお施工計画書には履行確認の時期や確認方法等についても記載することとし、履行状況については適宜受発注者間で確認するものとする。

ただし、提案内容のうち本市が書面にて採用しない旨の通知を行った内容については、履行してはならない。

(2) 技術提案書に記載した事項が達成できなかった場合

請負者が提案内容を履行しようとしないうち、又は提案内容と異なる内容を履行しようとするときは、本市は期限を定めて提案内容の履行を求める。しかしながら、本市の指定する期限までに履行しないとき、又は本市の文書による承諾を得ずに提案内容と異なる内容を履行したときには、次の計算方法により違約金を算出し請求する。なお、提案内容のうち、本市から請負者に対し採用しない旨の通知を行った個別の提案内容については、この限りではない。

また、違約金の請求の有無にかかわらず、提案内容を履行しない又は提案内容と異なる内容を履行した場合には、工事成績評定において減点を行うとともに、内容によっては別途損害賠償請求を行うことがある。更に、提案内容を履行する意思が請負者に認められない等、特に悪質であると認められるときは、工事請負契約を解除する等の措置をとることがある。

【違約金の計算方法】

$$\text{違約金} = A - A \times (B \div C)$$

A : 請負代金額（税抜き）

B : 実際に履行した内容に基づき算出した技術評価点

C : 当初の提案内容に基づく技術評価点

技術評価点は基礎点+加算点

B÷Cに小数点以下第4位の端数があるときは、その端数を切捨て

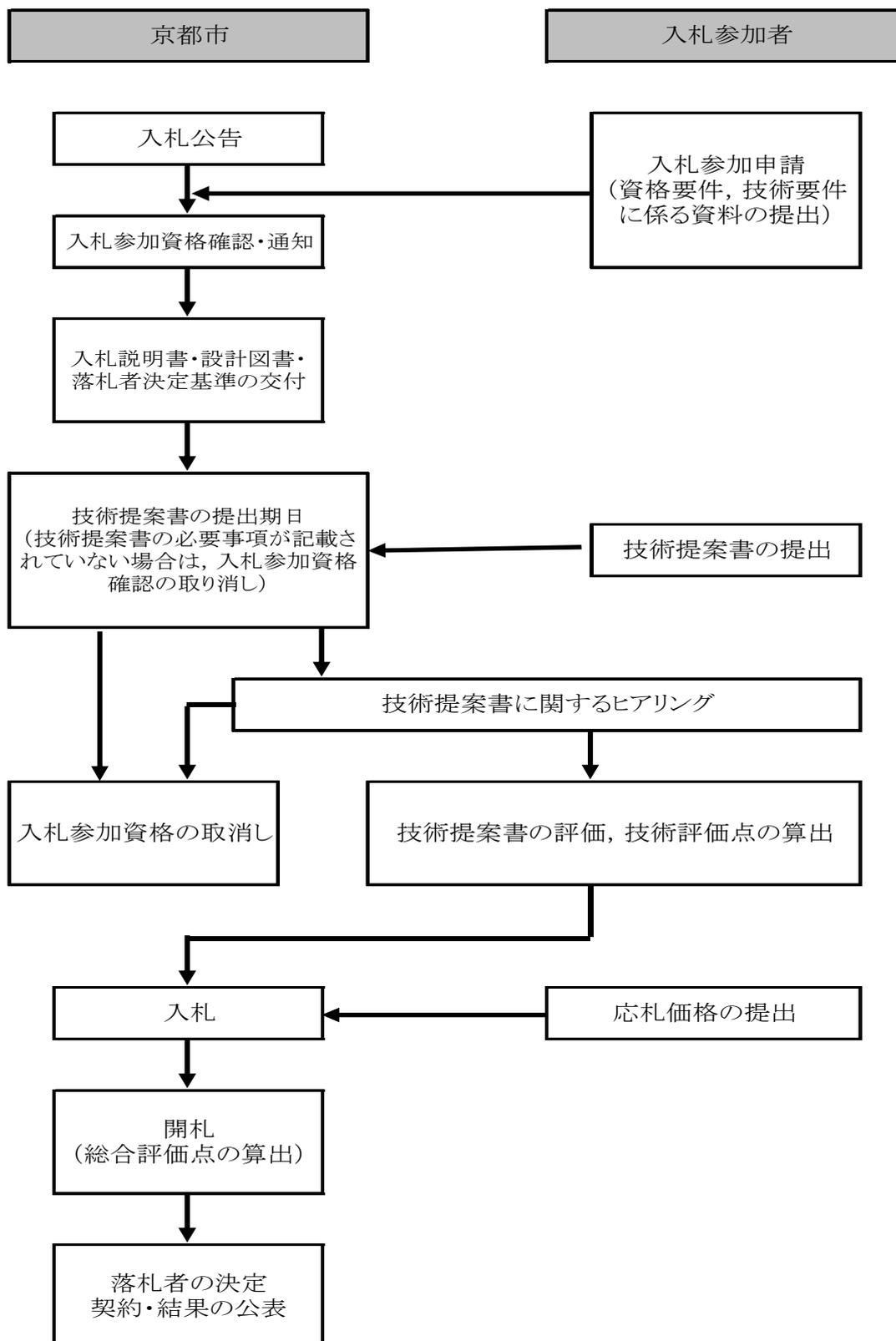
違約金は、1円未満を切り捨て

算出された違約金の徴収に当たっては、消費税及び地方消費税を加算

2 契約変更の取扱い

技術提案書に記載された内容については、原則として、変更契約の対象としない。ただし、契約締結後、天災その他の不可抗力による条件変更が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書の記載内容に基づき作成された施工計画の見直しを行うものとする。

落札者決定のフロー図



技術提案書に関する評価基準と加算点の配点

分類	評価項目	評価基準	得点化基準及び配点				
			A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
具体的な施工計画	ア 提案する認定耐震改修工法の工事中の居住者への影響について	工事中における騒音、振動、粉塵の発生が少なく、居ながら施工において居住者への影響が少ない工法であるか。また、騒音等が発生する場合、対応策が十分であるかを評価する。	具体的な記述があり、騒音等の居住者への影響が少ないと見込まれる。	具体的な記述があり、騒音等の防止効果が見込まれる。	具体的な記述はあるが、騒音等の防止効果が小さい。		
			2点	1点	0点		
	イ 提案する認定耐震改修工法による工事完了後の状況について	提案する認定耐震改修工法の耐震改修部材の仕上げ方法を含めた耐候性、メンテナンス性、意匠性及び防犯性について総合的に評価する。	具体的な記述があり、各性能について評価できる。	具体的な記述があり、複数の性能について評価できる。	具体的な記述はあるが、いずれの性能についても一般的である。		
			2点	1点	0点		
	ウ 工程管理について	全体の工事内容を把握し、設計業務における各種手続きを含め、工事を確実に実施するための計画の内容について評価する。	具体的な記述があり、設計業務及び施工方法について十分な検討がなされている。	具体的な記述があり、設計業務及び施工方法について検討されている。	具体的な記述はあるが、一般的な内容である。		
			3点	1.5点	0点		
	エ 仮設計画について	工事中の居住者の安全な動線区画及びバルコニー内での作業時の住戸開口部との区画、重機搬入方法及び設備仮設等について、安全・居住性確保を重視した計画がなされているかについて評価する。	具体的な記述があり、十分な効果が見込まれる。	具体的な記述があり、効果が見込まれる。	具体的な記述はあるが、効果が小さい。		
			3点	1.5点	0点		

企業の施工能力	オ 施工実績	平成10年度以降に元請として契約（設計変更契約を含まない。）し、技術提案書の提出期日までに完成済みの工事で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の施工実績を評価する。	同種工事の実績あり	類似工事の実績あり	実績なし		
			2点	1点	0点		
企業の施工能力	カ 工事成績評定	平成17年度以降に元請として契約（設計変更契約を含まない。）し、平成25年3月31日までに完成済みの工事のうち、本市都市計画局都市企画部都市総務課が工事請負契約書に定める完成検査を実施した工事における工事成績評定の平均値を評価する。	80点以上	80点未満 75点以上	75点未満 70点以上	70点未満 65点以上	65点未満
			2点	1.5点	1点	0.5点	0点
監理技術者の能力	キ 施工実績	平成10年度以降に、国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）の発注により契約し、技術提案書の提出期日までに完成済みの工事において、監理技術者の建設業法に規定する監理技術者として従事した同種又は類似工事の施工実績を評価する。	同種工事の実績あり	類似工事の実績あり	実績なし		
			2点	1点	0点		
技術力・品質の維持向上	ク 技術者の継続教育(CPD)	監理技術者の1年間の単位取得率を評価する。 【計算式】 (単位取得率) = (年間取得単位数) ÷ (年間推奨取得単位数) × 100(%)	100%以上	100%未満 50%以上	50%未満		
			1点	0.5点	0点		

ケ 市内企業の 技術力の維 持向上	市内企業の技術力の維持向上 への貢献度を評価する。(市 内企業が元請で下請を活用し ない場合は100%とする。) 【計算式】 (貢献度)=(市内一次下請総 数) ÷(一次下請総数)× 100(%)	80%以上	80%未満 70%以上	70%未満 55%以上	55%未満 40%以上	40%未満
		2点	1.5点	1点	0.5点	0点
コ 環境マネジ メントシス テム	技術提案書の提出期日から契 約工期の末日までの期間にお けるISO14001又はK ESの取得状況を評価する。	ISO14001 又は KES-STEP2 を取得	KES-STEP1 を取得	取得してい ない		
		1点	0.5点	0点		

加算点合計	20点
-------	-----

注) 技術提案書が所定の枚数を超えた場合は、当該評価項目の評価は最低評価とする。

(様式1)

(用紙A4)

平成 年 月 日

(あて先)
京都市長 ○○ ○○

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

技術提案書提出書

下記の工事の技術提案書を提出します。
なお、提出します技術提案書については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事概要
工 事 名 : 京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事
ただし、建築工事
工事場所 : 京都市山科区勸修寺堂田13番地ほか
工 期 : 契約の日から20箇月以内
- 2 技術提案書のページ数
総ページ数 : ○○ページ (技術提案書提出書を含む)
- 3 本書に関する問い合わせ先
担 当 者 :
所属部署 :
電話番号 :

具体的な施工計画(1)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし，建築工事

ア 提案する認定耐震改修工法による工事中の居住者への影響について

(記載欄)

※ 以下，斜め文字で記載した文章は，提案書作成の際には抹消すること。

<記入ポイント及び注意事項>

フォントは10.5ポイント以上でA4片面1枚(白黒)を限度とし，以下の項目について具体的に記載すること。

また，提案する耐震改修工法が認定工法であることを証する評価書等の写しを「証明資料編」に綴じること。

参考資料として，提案する認定耐震改修工法の説明資料を添付すること。

(添付資料は「参考資料編」に綴じること。)

① 提案工法による工事施工に伴う騒音，振動及び粉塵の発生について
(騒音等の発生する作業とその期間について記載すること)

② 騒音，振動及び粉塵の発生に対する対応方法について

具体的な施工計画(2)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事

イ 提案する認定耐震改修工法による工事完了後の状況について

(記載欄)

※ 以下、斜め文字で記載した文章は、提案書作成の際には抹消すること。

<記入ポイント及び注意事項>

フォントは10.5ポイント以上でA4片面1枚(白黒)を限度とし、以下の項目について具体的に記載すること。

また、添付資料としてA3片面(カラー表現も可)3枚以内にて、耐震改修工事後の立面図、及び耐震改修部材(仕上の仕様も対象)の資料を添付すること。(添付資料は「本編」に綴ること。)

- ① 耐震改修部材の耐候性について

- ② 耐震改修部材のメンテナンス性について

- ③ 耐震改修部材の意匠性について

- ④ 耐震改修部材の防犯性について

具体的な施工計画(3)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事

ウ 工程管理について

(記載欄)

※ 以下、斜め文字で記載した文章は、提案書作成の際には抹消すること。

<記入ポイント及び注意事項>

フォントは10.5ポイント以上でA4片面2枚(白黒)を限度とし、以下の項目について具体的に記載すること。

また、参考資料としてA3片面(カラー表現も可)2枚以内にて、以下に記載した内容を示す工程表(任意様式)を「参考資料編」に綴じること。

- ① 本工事の工程管理において重要と考える事項について

- ② 設計業務に係る各種手続きの進め方について

- ③ 別途工事となる設備工事と本工事の調整方法について

- ④ 12棟の耐震改修工事と6棟のエレベーター棟増築その他工事を確実に実施するためのブロック分け等の考え方について

具体的な施工計画(4)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし，建築工事

エ 仮設計画について

(記載欄)

※ 以下，斜め文字で記載した文章は，提案書作成の際には抹消すること。

<記入ポイント及び注意事項>

フォントは10.5ポイント以上でA4片面2枚(白黒)を限度とし，以下の項目について具体的に記載すること。

また，参考資料としてA3片面(カラー表現も可)2枚以内にて仮設計画図等を作成し，「参考資料編」に綴じること。

- ① 工事区域と居住者の通行区域の区画方法について
- ② バルコニー内で作業を行う場合の住戸開口部との区画方法について
- ③ ガードマン配置の考え方について
- ④ 杭打機等の重機の搬入において必要となる仮設について
- ⑤ 本工事の実施において必要となる設備仮設について
(別途発注となる設備工事の実施設計において，盛り込むことが必要な項目)

(様式6)

(用紙A4)

オ 企業の施工能力 (施工実績)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事

同種又は類似工事の区分		<input type="checkbox"/> 同種工事 <input type="checkbox"/> 類似工事
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 増築工事 <input type="checkbox"/> 改修工事
建物用途		<u>(実績として建物用途に制限を設けた場合に記載する)</u>
コ リ ン ズ の 写 し を 提 出 す る 記 載 内 容 が 確 認 で き る	コリンズ登録番号	
	工事名称	〇〇〇工事 ただし、〇〇〇工事
	受注年度	〇〇年度
	完成年度	〇〇年度
	発注機関	
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV <small>注6)</small>
	施工場所	
	契約金額 (最終) <small>注1)</small>	¥ 千円
	契約工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
設 計 図 書 等 を 提 出 す る 記 載 内 容 が 確 認 で き る	工事内容	<u>(同種工事・類似工事の内容が判断できる内容を記載する)</u>

注1) 契約金額は、四捨五入して千円止めとする。

注2) 記載内容が確認できる資料を提出すること。(提出する場合には「証明資料」に綴じること。)

注3) 誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものであり、かつ、証明資料で確認できる場合は欠格としない。

注4) 同種又は類似工事の実績が2以上ある場合は、この様式を実績ごとに作成すること。

注5) 該当する□にはチェック(✓, ■等)を記入すること。

注6) 乙型JVの場合は「乙型」と明記し、同種・類似工事を分担工事として施工したことがわかる資料を提出すること。

キ 監理技術者の能力 (施工実績)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし、建築工事

監理技術者の氏名等	フリ ガナ 氏 名	〇〇 〇〇
	監理技術者資格 (取得年月日, 登録番号及び登録会社) 監理技術者講習 (終了年月日, 終了証番号)	
同種又は類似工事の区分	<input type="checkbox"/> 同種工事 <input type="checkbox"/> 類似工事	
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 増築工事 <input type="checkbox"/> 改修工事	
建 物 用 途	<u>(実績として建物用途に制限を設けた場合に記載する)</u>	
コ リ ン ズ の 写 し を 提 出 す る 記 載 内 容 が 確 認 で き る	コリンズ登録番号	
	工 事 名 称	〇〇〇工事 ただし、〇〇〇工事
	受 注 年 度	〇〇年度
	完 成 年 度	〇〇年度
	発 注 機 関	
	受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV ^{注6)} (従事役職 : 〇〇〇)
	施 工 場 所	
	契約金額 (最終) ^{注1)}	¥ 千円
契 約 工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
を 提 出 す る 設 計 図 書 等 確 認 で き る 記 載 内 容 が	工 事 内 容	<u>(同種工事・類似工事の内容が判断できる内容を記載する)</u>

注1) 契約金額は四捨五入して千円止めとする。

注2) 記載内容が確認できる資料を提出すること。(提出する場合には「証明資料」に綴じること。)

注3) 誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものであり、かつ、証明資料で確認できる場合は欠格としない。

注4) 同種又は類似工事の実績が2以上ある場合は、この様式を実績ごとに作成すること。

注5) 該当する□にはチェック (✓, ■等) を記入すること。

注6) 乙型JVの場合は「乙型」と明記し、同種・類似工事を分担工事として施工したことがわかる資料を提出すること。

(様式8)

(用紙A4)

ク 技術力・品質の維持向上（技術者の継続教育）

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし，建築工事

技術者の継続教育（CPD）		
監理技術者の氏名	フリガナ 氏名	〇〇 〇〇
証明団体の名称	〇〇〇〇〇〇	
<input type="checkbox"/> 100%以上		
<input type="checkbox"/> 50%未満		
<input type="checkbox"/> 100%未満50%以上		
$1 \text{ 年間の単位取得率} = \text{年間取得単位数} \div \text{証明団体の年間推奨取得単位数} \times 100\%$		
単位取得率は，小数点以下を切捨てる。		

注1) 該当する□にはチェック（✓，■等）を記入すること。

注2) 記載内容が確認できる資料を提出すること。（提出する場合には「証明資料」に綴じること。）

注3) 証明団体の年間推奨取得単位数は，落札者決定基準に記載した数値とすること。

(様式9)

(用紙A4)

技術力・品質の維持向上(市内企業の技術力の維持向上・環境マネジメントシステム)

工事名：京都市西野山市営住宅耐震改修その他工事 ただし，建築工事

ケ 市内企業の技術力の維持向上

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 80%以上 | <input type="checkbox"/> 80%未満70%以上 |
| <input type="checkbox"/> 70%未満55%以上 | <input type="checkbox"/> 55%未満40%以上 |
| <input type="checkbox"/> 40%未満 | |

$$\text{貢献度} = \frac{\Sigma \text{市内一次下請業者数}}{\Sigma \text{一次下請業者数}} \times 100\%$$

元請が市内企業であって，下請を活用しない場合は，100(%)とする。
貢献度は，小数点以下を切捨てる。

注1) 該当する□にはチェック(✓, ■等)を記入すること。

コ 環境マネジメントシステム

- ISO14001を取得している
- KES—STEP2を取得している
- KES—STEP1を取得している
- 取得していない

注1) 記載内容が確認できる資料を提出すること。(提出する場合には「証明資料」に綴じること。)

注2) 更新手続き中である場合には，当該手続きを証明できる資料を提出すること。

注3) 該当する□にはチェック(✓, ■等)を記入すること。

(様式10)

(用紙A4)

平成 年 月 日

落札者決定基準等に関する質問書

下記の工事について別紙のとおり質問します。

工事名		
入札参加者	商号又は名称	
	住 所	
	代表者氏名	
	担当者所属	
	担当者氏名	
	担当者電話番号	
	担当者FAX番号	
質 問 数	問	
質 問 内 容	別紙のとおり	

工事名				
入札参加者の商号又は名称				
No.	項目	該当箇所		質問
		資料名	頁	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注 1) 資料名, 当該箇所, ページは必ず記入すること。

注 2) 質問項目は, 対象資料の当該箇所の順番に並べること。

注 3) 当該箇所の記入に当たっては, カナ, 数値, 記号は半角文字で記入すること。

注 4) 行が不足する場合には, 適宜増やして記入すること。